

* 本資料はあくまでも議会運営委員会での説明用補足資料です。議会における議決は議案書の記載事項で行われるもので、本資料の内容で議決を得るものではありません。

令和6年 第2回海老名市議会定例会

概要資料



おいしい笑顔
中学校給食開始

つなげた想い、スタートの春



You Bus 第2期実証運行
門沢橋ルート運行開始



海老名市
住みたい 住み続けたいまち

【会期日程】

令和6年第2回海老名市議会定例会 会期日程(案)

会期17日間

月 日	曜日	種別	内 容	開議時刻
6月 3日	月	本会議	開会、諸報告、議案審議、委員会付託	午前9時30分
6月 7日	金	委員会	総務常任委員会 予算決算常任委員会総務分科会	午前9時00分
6月10日	月	委員会	文教社会常任委員会 予算決算常任委員会文教社会分科会	同
6月11日	火	委員会	経済建設常任委員会 予算決算常任委員会経済建設分科会	同
6月13日	木	本会議	市政に関する一般質問	同
6月14日	金	本会議	市政に関する一般質問	同
6月17日	月	本会議	市政に関する一般質問	同
		委員会	予算決算常任委員会	本会議終了後
6月19日	水	本会議	委員会報告、議案審議、閉会	午前9時30分

通年輕装の試行的実施！

市では、例年5月～10月にかけて「夏季における節電対策」及び「公務能率の確保」として、「クールビズ」を実施してきたところですが、今年度は気候等に合わせた働きやすい服装による勤務の拡大に向け、試行的に期間を定めず実施するものです。

《概 要》

- ・夏季期間：半袖シャツや指定ポロシャツ等の清涼感のある服装で勤務
- ・冬季期間：ニットウェアや熱効果の高い衣服の重ね着等で勤務

※市民に不快感や違和感を与えることのない節度ある服装とします。

【案件一覧】

■ 日程 11 件			
報告 5 件			頁
1	報告第1号	専決処分の承認を求めることについて (海老名市市税条例の一部を改正する条例)	3
2	報告第2号	継続費繰越計算書について (市道3号線斜面地安全対策事業費ほか4件)	4
3	報告第3号	公共下水道事業会計継続費繰越計算書について (公共下水道36分区枝線整備事業費ほか2件)	4
4	報告第4号	繰越明許費繰越計算書について (避難所用ネットワーク整備事業(国分コミュニティセンターほか5館) ほか31件)	5
5	報告第5号	公共下水道事業会計予算繰越計算書について (污水管渠整備事業費ほか2件)	5
条例 1 件			頁
6	議案第35号	海老名市下水道条例の一部改正について	6
規約 1 件			頁
7	議案第36号	海老名市、座間市及び綾瀬市消防通信指令事務協議会を設置する普通地方 公共団体の数の増加及び海老名市、座間市及び綾瀬市消防通信指令事務協 議会規約の変更について	7
契約 2 件			頁
8	議案第37号	物品の取得について(海老名運動公園スポーツ用具(移動式バスケット ゴール等))	8
9	議案第38号	物品の取得について(消防ポンプ自動車I型)	9
市道 1 件			頁
10	議案第39号	市道の路線認定について(市道2771号線)	10
補正予算 1 件			頁
11	議案第40号	令和6年度海老名市一般会計補正予算(第2号)	11

【報告 5件】

1 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（海老名市市税条例の一部を改正する条例）

【概要】

令和6年度の地方税制改正を盛り込んだ「地方税法等の一部を改正する法律」が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日から施行されたが、議会を招集する時間的余裕がないため、令和6年3月30日に「海老名市市税条例の一部を改正する条例」を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるもの

【改正内容】

1 再生可能エネルギー発電施設に係る課税標準の特例措置（わがまち特例関連）
（附則第11条関係）

（現行）

対象資産	出力要件	税法上の割合の範囲	参酌基準	条例割合
特定太陽光 発電設備	1千kw未満（※1）	1/2以上 5/6以下	2/3	2/3
	1千kw以上（※1）	11/12以下	3/4	3/4
特定バイオマス 発電設備	1万kw未満	1/3以上 2/3以下	1/2	1/2
	1万kw以上2万kw未満	1/2以上 5/6以下	2/3	2/3

※1 出力要件に加え、政府の補助を受けたもの

（改正後）



対象資産	出力要件	税法上の割合の範囲	参酌基準	条例割合
特定太陽光 発電設備	1千kw未満（※2）	1/2以上 5/6以下	2/3	2/3
	1千kw以上（※2）	11/12以下	3/4	3/4
特定バイオマス 発電設備	1万kw未満	1/3以上 2/3以下	1/2	1/2
	1万kw以上2万kw未満	1/2以上 5/6以下	2/3	2/3
	1万kw以上2万kw未満 ※木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを利用するもの	11/14以上 13/14以下	6/7	6/7

※2 出力要件に加え、再生特措法に規定する認定発電設備以外で、温対法に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の設備及びペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備

2 固定資産税・都市計画税（土地）の負担調整措置等の延長（附則第14条関係）

令和6年度から令和8年度までの間、現行の負担調整措置を継続するとともに、据置年度において簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を継続する。

3 その他、引用条文の条ずれ対応

【附則】

施行期日：令和6年4月1日

経過措置：改正後の固定資産税に関する部分は、令和6年度以降の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 報告第2号 継続費繰越計算書について (市道3号線斜面地安全対策事業費ほか4件)

【趣 旨】

8款 土木費 2項 道路橋りょう費の「市道3号線斜面地安全対策事業費」ほか4件について、令和5年度海老名市一般会計継続費繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するもの

【内 容】

1	継続費の総額	1,907,201,000円
2	令和5年度継続費予算現額	635,851,000円
3	2のうち支出済額及び支出見込額	259,400,600円
4	残額	376,450,400円

残額の財源内訳

繰越金	25,058,400円
国県支出金	22,592,000円
地方債	272,800,000円
その他	56,000,000円

3 報告第3号 公共下水道事業会計継続費繰越計算書について (公共下水道36分区枝線整備事業費ほか2件)

【趣 旨】

1款 資本的支出 1項 建設改良費の「公共下水道36分区枝線整備事業費」ほか2件を繰り越したので、継続費繰越額の使用に関する計画について、令和5年度海老名市公共下水道事業会計継続費繰越計算書をもって、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により報告するもの

【内 容】

1	継続費の総額	376,386,000円
2	令和5年度継続費予算現額	236,869,000円
3	支払義務発生(見込)額	6,328,000円
4	残額	230,541,000円

残額の財源内訳

企業債	156,100,000円
国庫補助金	74,000,000円
損益勘定留保資金	441,000円

※ 損益勘定留保資金 = 減価償却費などの現金の支出を伴わない費用で、その金額分が現金として公共下水道事業会計内部に留保される資金

4 報告第4号 繰越明許費繰越計算書について
 (避難所用ネットワーク整備事業(国分コミュニティセンターほか5館)ほか31件)

【趣 旨】

2款 総務費 1項 総務管理費の「避難所用ネットワーク整備事業(国分コミュニティセンターほか5館)」ほか31件について、令和5年度海老名市一般会計繰越明許費繰越計算書を調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するもの

【内 容】

合計金額	2,064,662,000円
翌年度繰越額	1,059,487,294円



国県支出金	270,360,737円
地方債	562,900,000円
その他	69,800,000円
一般財源	156,426,557円

5 報告第5号 公共下水道事業会計予算繰越計算書について
 (汚水管渠整備事業費ほか2件)

【趣 旨】

1款 資本的支出 1項 建設改良費の「汚水管渠整備事業費」ほか2件を繰り越したので、繰越額の使用に関する計画について、令和5年度海老名市公共下水道事業会計予算繰越計算書をもって、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するもの

【内 容】

翌年度繰越額	206,518,000円
--------	--------------



企業債	133,900,000円
国庫補助金	35,171,000円
損益勘定留保資金	37,447,000円

(繰越理由)

想定外の埋設物の出現に伴い不測の日数を要したことや、能登半島地震の影響による資機材等の納期の遅れなどにより、年度内完了が見込めないため

【条例 1件】

6 議案第35号 海老名市下水道条例の一部改正について

【改正理由】

国の規制改革実施計画等を踏まえ、下水道法施行令が改正され、下水道の設計者等の資格要件緩和等の見直しを行うこととされたことから、海老名市下水道条例について、所要の改正を行うもの

【主な改正内容】

内容	条文	改正前	改正後
責任技術者の専属に係る規制の廃止	第8条第1項第2号	営業所において 専属 することとなる責任技術者の氏名	それぞれの営業所において 選任 することとなる責任技術者の氏名 並びに他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況
	第9条第1項第1号	責任技術者として登録を受けた者が 1名以上専属 している者であること	責任技術者として登録を受けた者を 選任 していること
	第15条第1項	責任技術者の登録を受けている者のうちから、責任技術者を 専属 させなければならない	責任技術者の登録を受けている者のうちから、責任技術者を 選任 しなければならない。 ただし、神奈川県内における他の営業所について兼任することを妨げない
指定工事店・責任技術者の登録申請時の添付書類	第8条第2項第3号	法人にあつては、定款及び登記事項証明書、個人にあつては、住民票の写し	法人にあつては定款 又は寄附行為及び登記事項証明書 、個人にあつてはその住民票、 在留カード又は特別永住者証明書 の写し
	第17条第1項第1号	住民票の写し	住民票、 在留カード又は特別永住者証明書 の写し

※その他、引用条項及び語句の修正等

【施行期日】

公布の日

【規約 1件】

7 議案第36号 海老名市、座間市及び綾瀬市消防通信指令事務協議会を設置する普通地方公共団体の数の増加及び海老名市、座間市及び綾瀬市消防通信指令事務協議会規約の変更について

【変更理由】

大和高座広域連携事業の一つとして進めている消防通信指令事務の共同運用について、令和6年7月1日から、海老名市、座間市及び綾瀬市消防通信指令事務協議会に新たに大和市を加えることに伴い、本格的な協議を進めるため、地方自治法第252条の6の規定により、同協議会を設ける市の数の増加及びこれに伴う同協議会規約を変更するもの。

また、柏ヶ谷地区の住居表示の実施に伴い、同協議会の事務所の位置の表示を改める等、所要の改正を行うもの

【主な変更】

1 規約の名称：海老名市、座間市及び綾瀬市消防通信指令事務協議会規約



県央東部消防通信指令事務協議会規約

2 変更の概要：

内容	条文	改正前
協議会の名称	第2条	「海老名市、座間市及び綾瀬市消防通信指令事務協議会」
協議会を設ける市	第3条	協議会は、海老名市、座間市及び綾瀬市がこれを設ける。
協議会の事務所 (*第2項は住居表示後)	第5条	協議会の事務所は、海老名市柏ヶ谷1047番地3海老名市・座間市・綾瀬市消防指令センター内に置く
協議会の組織	第6条	協議会は、会長、副会長2人及び委員6人以内をもって組織する
会長及び副会長	第7条	会長及び副会長は、関係市の消防長の職にある者のうちから、関係市の長が協議により定めたものをもって充てる。 2 会長及び副会長は、非常勤とする。
会議の招集	第13条第2項	総数の3分の1以上の者が招集を請求したとき



改正後
「県央東部消防通信指令事務協議会」
協議会は、大和市、海老名市、座間市及び綾瀬市がこれを設ける。
協議会の事務所は、県央東部消防指令センター内に置く 2 県央東部消防指令センターの位置は、海老名市柏ヶ谷二丁目1047番地3とする。
協議会は、会長1人、副会長3人及び委員8人以内をもって組織する
会長は、海老名市消防長の職にある者をもって充てる。 2 副会長は、大和市、座間市及び綾瀬市の消防長の職にある者をもって充てる。 3 会長及び副会長は、非常勤とする。
総数の4分の1以上の者が招集を請求したとき

※その他、大和市が加わることで必要となる文言追加等

【施行期日】

令和6年7月1日。ただし、協議会の位置に関する改正規定(第5条第2項)は、海老名市柏ヶ谷地区の住居表示の実施日。

【契約 2件】

8 議案第37号 物品の取得について（海老名運動公園スポーツ用具（移動式バスケットゴール等））

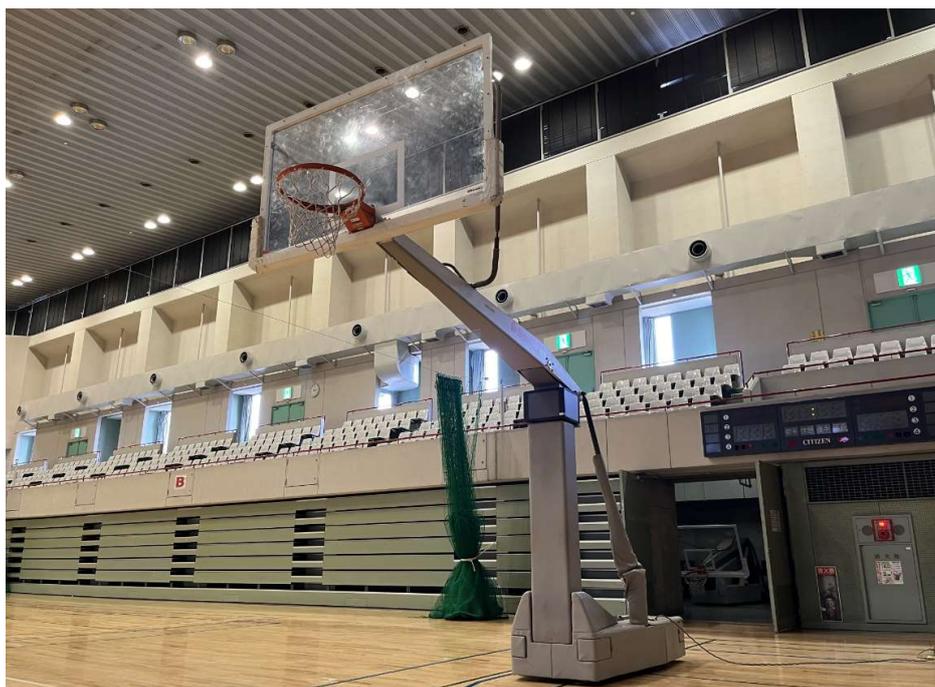
【趣 旨】

移動式バスケットゴール等の経年劣化に伴い、機器類を更新するもの
海老名運動公園スポーツ用具(移動式バスケットゴール等)の取得について、
次のとおり契約を締結するため、海老名市議会の議決に付すべき契約及び財産
の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるもの

【概 要】

- 1 契約の目的 海老名運動公園スポーツ用具(移動式バスケットゴール等)購入
- 2 物品名及び数量 移動式バスケットゴール等 各3対
- 3 契約の方法 条件付一般競争入札による契約
- 4 契約金額 22,418,000円
- 5 契約の相手方 神奈川県厚木市中町三丁目12番7号
有限会社イシケンスポーツ本店
代表取締役 石川 政彦

(既存バスケットゴール)



9 議案第38号 物品の取得について（消防ポンプ自動車Ⅰ型）

【趣 旨】

消防ポンプ自動車Ⅰ型の老朽化に伴い、車両を更新するもの
消防ポンプ自動車Ⅰ型の取得について、次のとおり契約を締結するため、海老名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるもの

【概 要】

- 1 契約の目的 消防ポンプ自動車Ⅰ型購入
- 2 物品名及び数量 消防ポンプ自動車Ⅰ型 1台
- 3 契約の方法 条件付一般競争入札による契約
- 4 契約金額 58,630,000円
- 5 契約の相手方 東京都八王子市中野上町二丁目31番1号
日本機械工業株式会社 本社営業部
部長 山下 康弘

【仕 様】

エンジン形式	ディーゼルエンジン		
総排気量	4,000cc		
出力	110kw(150ps)		
変速装置	オートマチックトランスミッション		
駆動方式	2輪駆動		
車体寸法	全長	6,000mm	
	全幅	1,950mm	
	全高	3,100mm	
乗車定員	5名		

現行車両

購入年度：平成21年度

走行距離：約51,000km



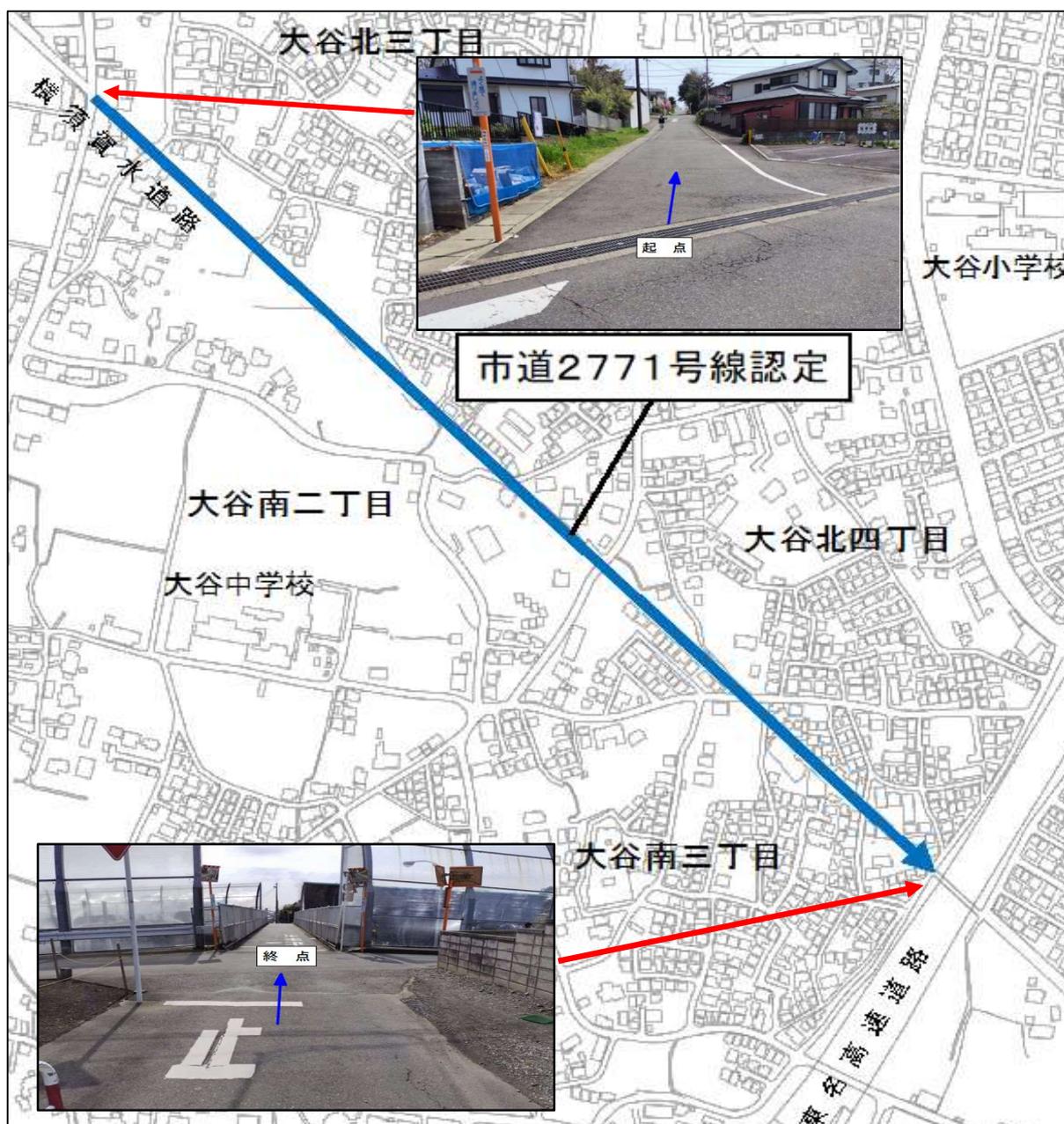
現行車両

【市道 1件】

10 議案第39号 市道の路線認定について
(市道2771号線)

図No.	路線名	起点/終点	幅員 (m)	延長 (m)	認定理由
1	2771	大谷北三丁目3748番1地先 } } 大谷北四丁目4712番3地先	4.62 } 22.18	934.30	横須賀水道路一部 区画の買収に伴う 路線の認定

案内図



【補正予算 1件】

11 議案第40号 令和6年度海老名市一般会計補正予算
(第2号)

【補正の概要】

今回の補正は、歳入歳出それぞれ **8億7,467万円**を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ **528億9,975万1千円**とするもの

■主な内容

☆自治会が電子回覧板などのコミュニケーションツールとして導入している、自治会用SNS「いちのいち」の活用実験を行うため、国の補助金を活用し、タブレット端末を配布することで、自治会活動の更なるデジタル化を推進します。

☆65歳以上の高齢者等を対象に、新型コロナワクチン接種が定期接種となったため、接種費用の一部に自己負担額が生じることから、自己負担額を無料とすることで、ワクチン接種率を向上させ高齢者の重症化予防を図ります。

☆新型コロナとインフルエンザの同時流行が懸念されるなか、インフルエンザワクチン接種の自己負担額を無料とすることで、高齢者の医療費負担の抑制及び感染予防対策を図ります。

☆不登校児童生徒に対する多様な学習活動の場を確保するため、フリースクールの授業料を補助することで、保護者の負担軽減を図ります。

【補正の内容】

1 歳入歳出予算の補正

補正前:52,025,081千円・補正額:874,670千円・補正後:52,899,751千円

(1) 歳入

・保育対策総合支援事業費（国庫支出金）	71,260千円
・デジタル田園都市国家構想交付金（国庫支出金）	1,705千円
・財政調整基金繰入金	257,279千円
・新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金	178,284千円
・市債	313,100千円
・その他	53,042千円

合計 **874,670千円**

(2) 歳出

① 充実して暮らせるまち 2,160 千円

◇自治会活動のデジタル化の推進 2,160 千円

自治会用 SNS 「いちのいち」の活用実験を行うため、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、自治会に配布するタブレット端末を購入することに伴う増額

○備品購入費（管理用備品 50 万未満） 2,160 千円

② 健やかに暮らせるまち 473,853 千円

◇民間保育所施設整備に対する補助 106,891 千円

民間保育所の新設園の増加が見込まれること及び国の補助金の補助対象額が増加したことに伴う増額

○負担金、補助及び交付金（補助金・交付金（資産外）） 106,891 千円

◇高齢者への新型コロナ・インフルエンザ予防接種の無償化による医療の充実 366,962 千円

新型コロナウイルスワクチンの予防接種が令和 6 年度から 65 歳以上の定期接種となること及びインフルエンザの同時流行を予防するため、ワクチン被接種者の費用負担を無料とすることに伴う増額

○需用費（消耗品・印刷製本） 494 千円

○役務費（郵便料） 53 千円

○委託料（その他（資産外）） 364,523 千円

○委託料（システム関連） 875 千円

○負担金、補助及び交付金（補助金・交付金（資産外）） 1,017 千円

③ 便利で快適に暮らせるまち 9,891 千円

◇市道 59 号線拡幅整備事業のための道路用地の買収 9,891 千円

交渉を継続していた当該買収箇所の地権者からの内諾が得られたことにより、早期の用地買収を行うことに伴う増額

○委託料（不動産鑑定・公共嘱託登記） 525 千円

○公有財産購入費（道路用地 100 万以上） 9,350 千円

○負担金、補助及び交付金（県負担金（資外）） 11 千円

○補償、補填及び賠償金（補償料） 5 千円

④ 豊かな学びを育むまち 373,076 千円

◇小学校屋内運動場の大規模改修工事 368,576 千円

有鹿小学校ほか4校屋内運動場の空調設置を含む大規模改修工事を行うことに伴う増額

(有鹿小学校、社家小学校、杉久保小学校、今泉小学校、杉本小学校)

○工事請負費(補修工事(資産・補助)) 368,576 千円

◇フリースクールの授業料への補助 4,500 千円

フリースクールを利用する不登校児童生徒の保護者の負担を軽減するため、補助を行うことに伴う増額

○負担金、補助及び交付金(補助金・交付金(資産外)) 4,500 千円

⑤ その他 15,690 千円

◇正規保育士の産休代替のために任用する会計年度任用職員の人件費 14,270 千円

◇市道297号線拡幅整備事業のための道路用地の物件調査 1,300 千円

◇神奈川県から受託した平和学習の実施 120 千円

神奈川県令和6年度『いのち』を大切に作る心を育む教育研究推進委託事業を受託し、平和学習を行うことに伴う増額

○報償費(謝礼金) 60 千円

○使用料及び賃借料(その他使用料及び賃借料) 60 千円

合計 874,670 千円

2 継続費の補正

(1) 追加

① 小学校屋内運動場整備事業費

(単位：千円)

	年割額	総額
令和6年度	368,576	950,037
令和7年度	581,461	

(理由) 小学校屋内運動場の整備にあたり、年度を跨いで対応するため

3 債務負担行為の補正

(1) 追加

① 資機材搬送車購入 限度額 14,528千円

期 間：令和6年度～令和7年度

(理由) 資機材搬送車の納期に時間を要することから、年度を跨いで実施
したいため

4 地方債の補正

(1) 変更

① 道路橋りょう整備事業債 限度額 907,000千円 → 916,200千円

(理由) 対象事業費の増額に伴う市債の増

② 小学校施設整備事業債 限度額 57,900千円 → 361,800千円

(理由) 対象事業費の増額に伴う市債の増